平成２７年（フ）第２７３号
静岡県沼津市大塚673番地の１　レオパレスペリエⅡ105、前住所静岡県賀茂郡松崎町江奈208番地の２
債務者　大石　慶樹
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２８０号
静岡県三島市松本315番地の14
債務者　髙野　　光（旧姓與語）
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２９４号
静岡県伊東市吉田401番地　スカイコーポ102号
債務者　前田　大地
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第７５４号
大阪府羽曳野市伊賀２丁目12番12号
債務者　岩永　樹雄
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７５５号
大阪府羽曳野市伊賀２丁目12番12号
債務者　岩永　雅子
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７７１号
堺市東区西野110番地11
債務者　前田　安夫
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８００号
堺市中区辻之398―１　泉北星和台コーポラス811号室、住民票上の住所大阪府河内長野市喜多町486番地の４
債務者　東向　美種
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８０８号
堺市北区金岡町2060番地３
債務者　山本　裕子（旧姓申・岩倉）
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８１１号
堺市堺区幸通２番10号
債務者　山下　昌志
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８２５号
堺市西区堀上緑町３丁２番65―406号
債務者　樋口　清人
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８３７号
大阪府柏原市国分本町７丁目10番25―103号カーサアリエッタ、前住所大阪府藤井寺市岡１丁目２番19号
債務者　村脇　　潤
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８４２号
大阪府柏原市国分市場１丁目６番１―６―502号　芝山府営住宅
債務者　ヤマテックこと　山本　辰男
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８５８号
大阪府富田林市錦ケ丘町６番１―204号、前住所岐阜県郡上市高鷲町大鷲730番地９
債務者　田中　瑛子（旧姓重松）
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８６９号
堺市中区伏尾188番地１　ルナ・ピエーナ泉北601号
債務者　下城　満明
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８７４号
堺市東区日置荘西町６丁39番18号
債務者　山下知佳子
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８７５号
大阪府羽曳野市古市２丁目４番11号、前住所大阪府羽曳野市大黒350番地の４
債務者　山本　昌子
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３５９７号
大阪府茨木市沢良宜西２丁目13番16号　サンハイツ沢良宜西　103号
債務者　山本　匡央
１　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部